

移住・交流居住の手引き 下田市で暮らすための指南書



令和7年4月版
下田市役所 産業振興課

《目 次》

◇下田市ってどんなまち・・・・・・・・・・・・・・・・	2
◇下田の地域構成・・・・・・・・・・・・・・・・	4
◇下田を知っていただくためのステップ・・・・・・・・	6
◇下田への交通アクセス・・・・・・・・・・・・・・・・	10
◇下田のくらしのあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・	11
◇市内の医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・	13
◇下田での生活ワンポイント情報・・・・・・・・	14
◇下田での暮らしを決める前に・・・・・・・・	16
◇下田市役所の組織・機構について・・・・・・・・	17
◇公共料金について・・・・・・・・・・・・・・・・	19
◇市の公共施設等について・・・・・・・・	26
◇移住・交流居住相談窓口・・・・・・・・	32
◇テレホンガイド・・・・・・・・	33

.....

交流居住の手引き

下田市で暮らすための指南書

.....

.....

豊かな自然の中で、のびのび子育てをしたい
きれいな海で、思い切りマリンスポーツを楽しみたい
満員電車のない海辺のオフィスで、仕事と趣味と暮らしを両立したい
豊かな自然の中で、ゆったりした時間を過ごしたい
自分の手で作った無農薬野菜で、おいしい食事をしたい
きれいな景色と空気と水の中で、健康的な毎日を過ごしたい
都会と田舎を行ったり来たり、程よいバランスで暮らしたい

下田市は、みなさんが描く様々な移住の夢を実現できる可能性を持っています。
この冊子は、交流居住の場所として下田を考えていただくためのガイドブックとして
市の様子やまちの仕組み、公共サービスの概要とともに
具体的に皆様が下田で生活するときに直面する問題点などをまとめました。
新しいことをはじめるときには大変な準備と決意が必要です。
このガイドブックが、下田市を知っていただく参考資料になれば幸いです。

.....

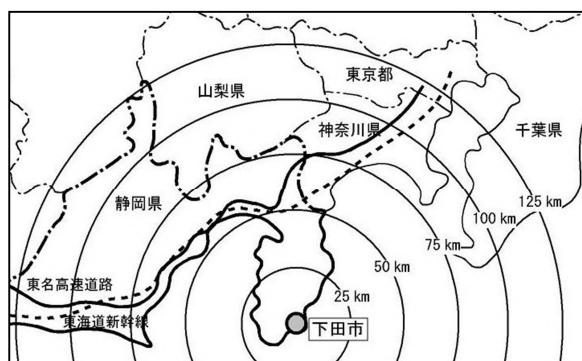
◇下田市ってどんなまち

下田市は、静岡県県の東南部、伊豆半島の南部東側に位置しており、東京都心からは140km圏、熱海・三島からは50km圏にあります。市域は東西13km、南北16kmで、面積は104.38km²の広がりを持っています。

本市は、天城山系の南端から太平洋に至る豊かな自然に恵まれたまちです。天城山系から続く急峻な山々と約47kmに及ぶ素晴らしい海岸線は、下田を特徴付ける美しい景観をかたちづくり、本市の貴重な財産として、社会・経済の基盤を支えています。また、年平均気温は約17度と温暖であり、降水量も年間1,900mmあまりと豊富です。このような気候と地形条件により、亜熱帯系から亜寒帯系までの様々な草花や果実を四季を通じて楽しむことができ、黒潮が育む豊富な海産物とあわせて本市の魅力となっています。全国的に進行する都市化の中で、まだまだ美しい自然環境や懐かしい風景を残す地方都市といえます。

さらには、豊富に湧出する温泉や幕末開港の歴史、美しい海を活用したマリンスポーツなど、多くの観光資源に恵まれ、本市は首都圏を中心とする多くの来遊者の皆様を受け入れる観光地として発展を続けてきています。

〔下田の位置〕



〔人口と世帯数のようす〕

令和7年4月1日現在、人口は19,016人、世帯数は10,246世帯となっています。本市の人口は、昭和51年の32,054人をピークに毎年減少が続いています。また、年齢階層別の人口では、昭和50年には、年少人口（14歳以下）割合は23.2%、高齢人口（65歳以上）割合は9.9%であったものが、令和2年の国勢調査では、年少人口は8.4%、高齢人口は42.5%となっており、人口の減少とともに、少子化・高齢化が急速に進んでいます。

しかし、本市は年間約300万人の観光来遊者が一年を通して訪れており、街を歩く人や車の交通量は多く、賑やかな印象があります。特に、夏の海水浴や早春の花、黒船祭等のイベント時は大変賑わいを見せます。このため、同じ人口規模の地方都市に比べると、比較的交流機会の多いまちと言えます。

〔気候のようす〕

下田市は、黒潮が流れる太平洋に面しているため、年間平均気温は約 17℃と比較的温暖的な気候で、真冬でも降雪はほとんどないことから、比較的暮らしやすい気候と言えます。

しかし、地形や季節によってかなり条件は異なり、冬には、山間部では氷点下まで気温が下がり降霜や氷結がおきることもあり、海岸部では厳しい季節風や飛び砂にさらされる地域もあります。また海岸部では、塩害により車や家の傷みが早くなることもあります。また、台風の暴風雨に驚かれる人も多いです。

伊豆は「南国」という温暖で穏やかなイメージですが、いざ定住となると、意外に厳しい一面があることに驚かれるかもしれません。

〔産業のようす〕

令和 2 年の国勢調査による本市の産業分類別就業人口の割合は、第 1 次産業(農林漁業)従事者 5%、第 2 次産業(工業)従事者 12.7%、第 3 次産業(サービス業)従事者 81.7%となっています。地域の産業としては、観光業を支える宿泊施設、飲食業、卸小売業などを中心としたサービス業が主体の産業構造となっています。このほか、小規模経営ながら地域の自然資源を生かした農林業、水産業も行われています。

〔下田までのアクセス〕

下田市は、首都圏からは日帰りも可能な位置にあります。

下田市へのアクセス手段は、電車と車が中心となります。

電車の場合は、下田―熱海間を伊豆急行線・JR伊東線が結んでいます。首都圏からは、新幹線で熱海乗換えか、東京―下田間直通の特急電車をご利用いただくと約 3 時間です。

車の場合は、東名高速道路から東海岸を通る国道 135 号か、半島の中心を通る国道 414 号を利用するコースがあり、約 4 時間が目安になります。現在、東名高速道路沼津 IC と下田を 60 分で結ぶ高規格幹線道路「伊豆縦貫自動車道」の整備が進められています。

また、下田港からは、カーフェリーにより伊豆七島（新島、式根島、神津島、利島）を結ぶ定期航路が運航されております。

〔特色ある下田の歴史〕

下田港は、古来より東西海上交通の要衝となる重要な港でした。江戸時代には、風待ち港や物資の補給基地として利用され、特に海の関所である船改番所が設置された時代は、「出船入船三千艘」と称される繁栄を迎えました。

幕末には、ペリー来航により締結された日米和親条約により下田が開港場となり、その後、ハリスが玉泉寺に日本初の総領事館を開設しました。またロシア使節プチャーチンが来航し、日露和親条約が締結されるなど、日本開国の表舞台として、日本の歴史上に大きく名を残しています。市内には当時の史跡や資料などが数多く残されているとともに、国際交流の息吹が現在まで脈々と受け継がれています。

◇下田の地域構成について

下田市には、町村合併前の地域で構成される6地区（下田、稲生沢、稲梓、浜崎、朝日、白浜）があり、現在でも地区ごとにそれぞれの特長が色濃く残されています。この中に40の自治会組織があり、地域活動が行われています。

〔地域のコミュニティ〕

下田市は、観光等による交流が盛んな地域であることから、都市的な意識が広がってきている反面、昔ながらの伝統や風習がまだまだたくさん残されています。

初めて下田に転入される場合、地域でのコミュニティ活動への参加には戸惑うこともたくさんあるようです。「田舎はのんびり暮らせる」というイメージと裏腹に、「田舎は意外に忙しい」のが実情です。お住まいの場所を決める際には、地域のルールやおつきあいなども確認していただくことをお勧めします。

〔地域の暮らし〕

下田市の自治会活動は、都会とは違って地縁的な結びつきが残されており、相互扶助を前提とした活動がたくさんあります。例えば、ご近所の冠婚葬祭のお手伝い、住民の方が参加して行う環境美化活動、お祭りなどの伝統行事など、地域の住民となると参加しなければならないものがたくさんあります。また自治会に入ること、区費、組費、消防協力費、寄附金、テレビ組合費などの金銭的な負担が必要となることもあります。

さらに、下田市では、地域防災やごみ収集、市からのお知らせ（回覧板）など、自治会組織を利用した取り組みが多くあります。

〔6地区のあらまし〕

《下田地区》

下田の行政、商業、生活等の中心地。港町の風情、開国の歴史、歴史的なまちなみを感じることができます。

《稲生沢地区》

古くからの温泉場の風情を残す地域。中心市街地にも近く、快適な生活環境と適度な利便性を備えています。

《浜崎地区》

美しい海を活かした漁業の盛んな地域。海が近い生活ができますが、地縁的な結びつきが強い傾向があります。

《朝日地区》

美しい海岸と山里に囲まれた地域。外国人に人気のエリア。別荘などが多く、交流居住が盛んな地域です。

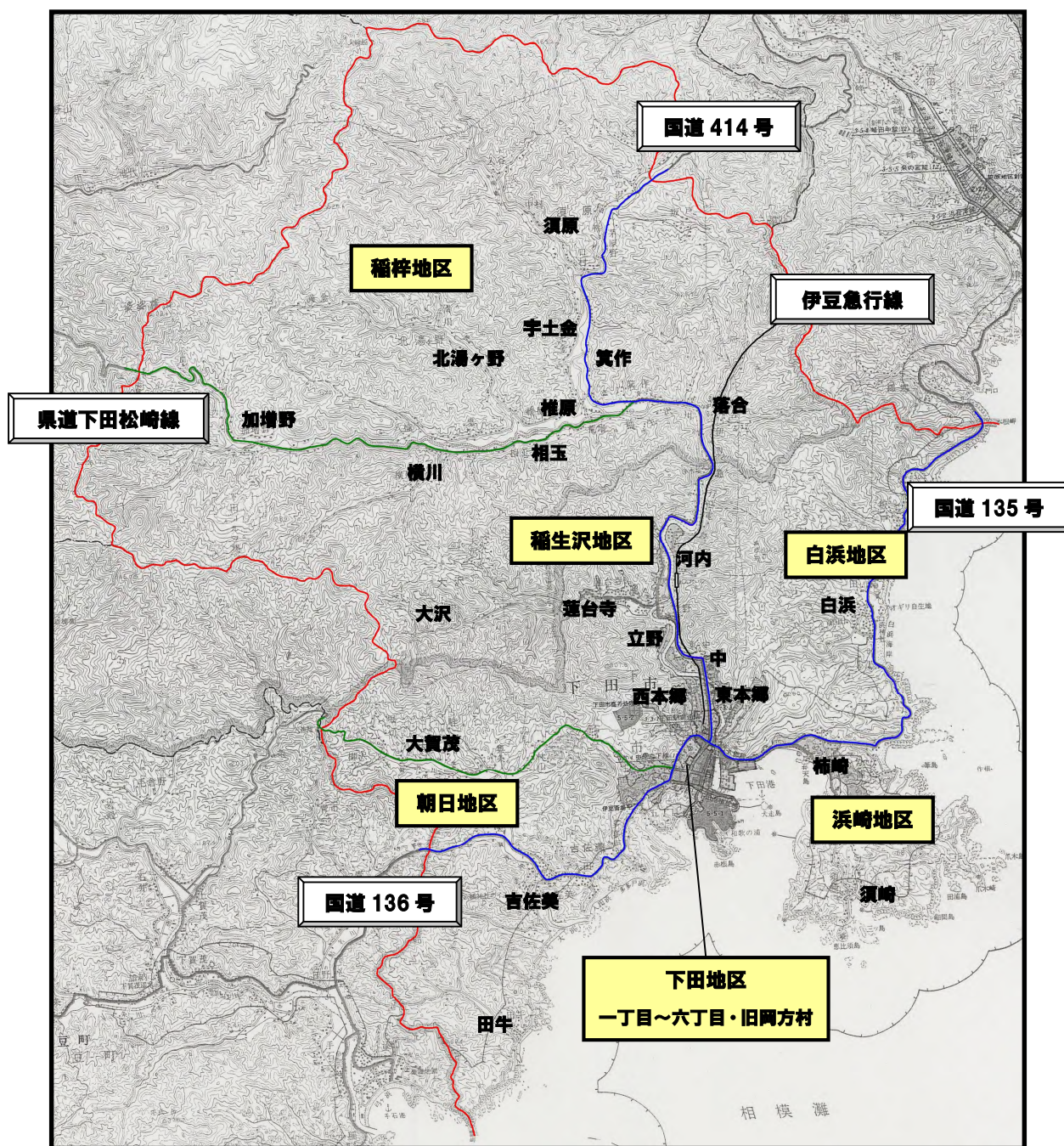
《稲梓地区》

山と清流に囲まれた里山景観を残す地域。農業や山里生活にぴったりです。買い物などの日常生活や交通はやや不便です。

《白浜地区》

太平洋と白い砂浜を眼前に望む地域。温暖で一年中マリンスポーツで賑わいます。夏季は来遊者で大変賑やかになります。

《下田市の概要図》※掲載の地名は、自治会名ではなく、主な住居表示を示したものです。



《間違いではないですよ！下田の住居表示》

下田市の住居表示の特徴として、市街地において「下田市一丁目～六丁目」という住所がありますが、間違いではありません。

※一般的には、「◇◇市○○町一丁目」という表示がされています。

◇下田を知っていただくためのステップ



全国的に移住や交流居住が盛んになる中で、インターネット等による情報収集が盛んになっており、自宅に居ながら、パソコンの画面で、住まい、仕事、風景、口コミまで知ることができる時代になっています。しかし、画面の情報はあくまでもバーチャルなものです。

もし情報と異なる場面があっても、旅行や一時的な滞在であれば我慢することもできますが、移住や交流居住で長く生活する場合は、こうした小さなズレが失望につながります。

やはり、移住という大きな決断をするためには、この地域に実際に足を運んでもらい、現地の風景、気候、雰囲気、人柄などに触れて、納得していただくことが必要です。

そこで、移住を検討するために、「移住候補地」として下田をより深く知っていただくための3つのステップを紹介します。

ステップ①

◇ 短期滞在期（観光地として年に数回下田を訪れる）

下田市は首都圏からの観光地として知られています。まずは皆さんのお気に入りのテーマ、お気に入りの場所、お気に入りの食べ物を目的に、気ままな観光客として短期滞在で何度もお越しいただくことをお勧めします。

下田を知り、好きになっていただくために。市内の宿泊施設に滞在して、下田を隅々まで見ていただくことができます。まずは「観光」で下田を楽しみましょう。

ステップ②

◇ 往来期（お気に入りの場所として行ったり来たりする）

週末や休暇を利用して都会と下田を行き来し、都会での生活と田舎暮らしの両方を楽しみましょう。都会に生活基盤をおきながら、田舎のセカンドハウスや貸家などを利用して、都会生活(日常生活)と田舎暮らし(余暇時間)を両立させることをお勧めします。

首都圏からは、日帰りも可能、週末仕事が終わって下田へ来ることも可能。下田は、都会と田舎のどちらも満喫できる、往来型にぴったりの交通アクセスを持っています。

ステップ③

◇ 定住期（どっぷり下田暮らし）

仕事や生活の基盤をがっちり下田において、必要なときにだけ都会に戻るスタイルです。短期滞在や往来を重ねることで、住宅、仕事、趣味を選び、自分のライフスタイルが描けた人には、思い切って決断していただくことをお勧めします。

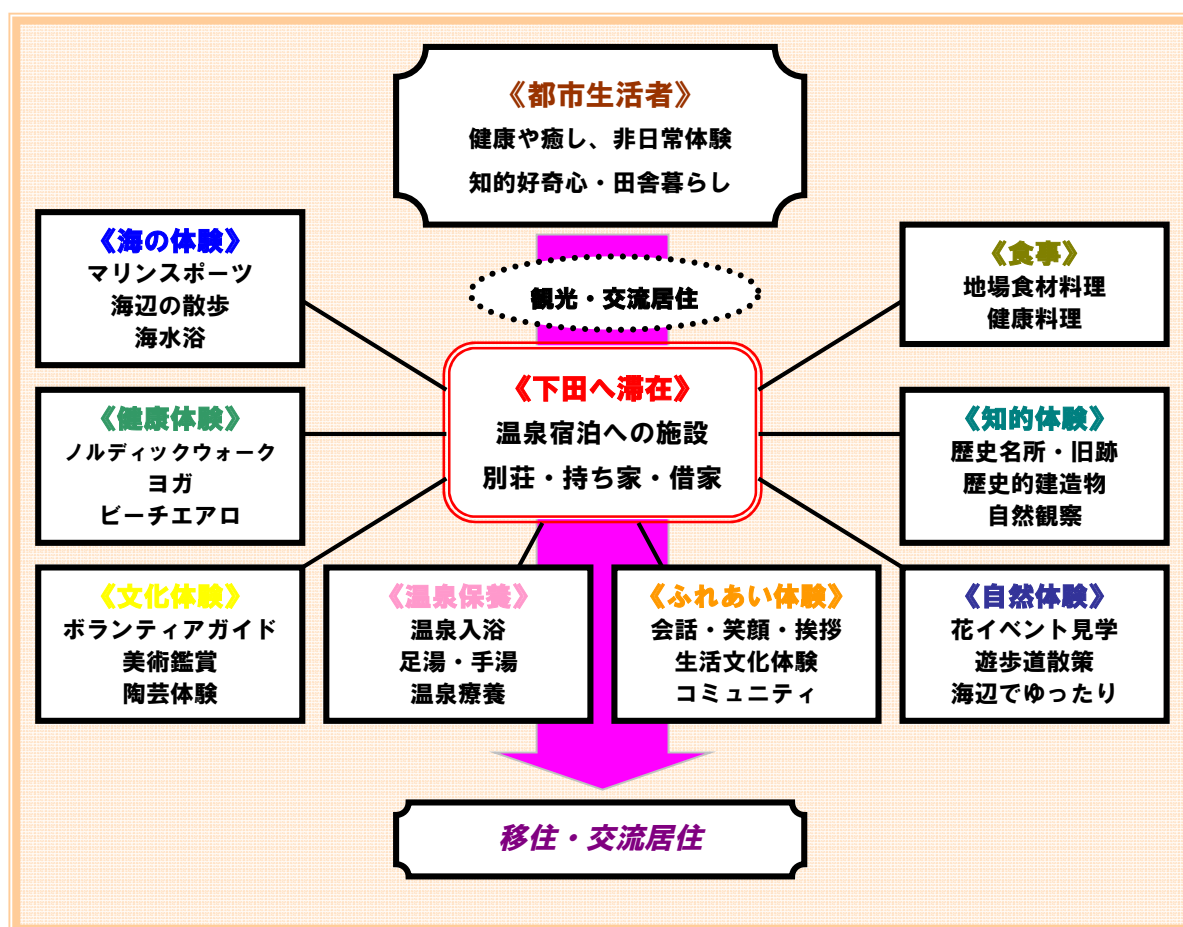
どれだけ調べても、どれだけ下見しても、どれだけ考えても不安は消えません。最後は、「下田が好き、下田へ住みたい」その思いを信じて、思い切って決断しましょう。

皆さんの夢をかなえるため、少しずつステップを上りましょう。目指す田舎暮らし、希望する生活スタイル、そして仕事やご家族、資金との関係などを十分に検討して、それぞれの目的に合った田舎暮らしを見つけてください。

◇下田を知ろう（ステップ①の方法）

下田市は、首都圏からの観光地として知られています。自然、歴史、文化などを活かして、四季を通して様々な楽しみ方があります。まずは皆さんのお気に入りのテーマ、お気に入りの場所、お気に入りの食べ物を目的に、観光客として何度もお越しいただくことをお勧めします。そして、そこから、まちで出会う様々な新しい魅力を拾い集め、皆さんの下田ライフのイメージを創っていきませんか。

下田市の目指す探索イメージは、宿泊施設、別荘、持ち家等への滞在を核として、自然体験プログラム、まち歩き、観光名所、食事等のメニューを体験してもらうことです。



下田市では、本市の特性を活かした下田でしか体験することができない滞在プログラムをご用意しています。皆様の滞在時間、滞在目的、ご希望に合わせて、組み合わせていただき、ご自分だけの下田物語を創ってください。

《下田の観光情報は下記へどうぞ！》

下田市役所観光交流課 TEL: 0558-22-3913 HP: <https://www.city.shimoda.shizuoka.jp>

下田市観光協会 TEL: 0558-22-1531 HP: <https://www.shimoda-city.info>

下田体験プログラム「し〜もん」

TEL: 0558-22-5255 HP: <https://seamon.info/>

◇下田を知る：不動産情報

〔土地や建物の確保〕

移住・交流居住を検討する際の課題のひとつに住宅の確保があります。下田市は、リゾート地という土地柄、たくさんの民間不動産業者があり、それぞれホームページなどで、一戸建て、借家、マンション、アパートなど多様な民間物件を紹介しています。移住に向けて下田市内の土地や建物(購入・賃貸・別荘)を探すときは、こうした不動産業者をご利用ください。市内にある業者は、地域や物件などの得意分野がありますので、こまめに情報収集されることをお勧めします。初めての場合には、「静岡県宅地建物取引業協会東部支部」や「全日本不動産協会」等のホームページの情報をご利用いただくと便利かと思います。

田舎暮らしの物件は、なかなか不動産情報に上がってきませんが、案外個人的なつながりの中でお気に入りの物件に出会える場合があります。我慢や無理をして高価な物件をいきなり購入するより、賃貸物件や体験訪問等を交えながら、チャンスを待つことも一つの方法かもしれません。

土地や建物に関しては、高い買い物ですし、これから長い付き合いになるものですから、インターネットや電話だけで安易に決めることなく、必ず現地に足を運んで、周囲の状況や予想される生活環境などを確認していただくことが重要になります。

◇下田を知る仕事情報

～下田で暮らすための仕事情報！『下田でワーク・ライク・バランスを実現しよう』～

〔仕事について〕

下田市は観光業を中心とした産業構造となっており、国勢調査の産業分類で見ると、約8割の人が第3次産業に従事しています。仕事の内容では、主に宿泊業、飲食サービス業、卸・小売業が多く、また高齢化が進行する中で、医療・福祉関係の仕事も多くなっていますが、“土日休みの一般事務”といった仕事は少ないのが現状です。しかし、職種を問わなければハローワークに出される求人数は多いので、こまめに情報を収集し、生活スタイルに合わせて仕事内容や勤務時間など幅広く狙うと、良い仕事に巡り合うことができます。また、一般の求人にはなかなか出ないけれど、実際に下田市で生活をして知り合いが増えていくと、思わぬスカウトが舞い込むこともあります。

また、最近流行しているのは「ワーク・ライク・バランス」や「半農半X」といった、仕事と好きなことの両方を楽しむためにご自分のライフスタイルや季節や気候、曜日などに合わせていくつかのお仕事を掛け持ちする、そのような働き方も増えています。田舎暮らしとして、農林業や漁業を希望される方も増えていますが、法律や権利関係、技術や技能の習得など、かなりの時間が必要となる場合もありますので、県や市などの専門機関に相談したり、従事者や経験者からじっくり話を聞くことをお勧めします。

<相談窓口>

<就職したい！>		最寄りのハローワークで登録していただくと全国の求人が見ることができます。
ハローワーク下田 (下田公共職業安定所)	☎ 0558-22-0288 下田市 4-5-26	
<起業したい！>		
下田商工会議所	☎ 0558-22-1181 下田市 2-12-17 https://www.shimoda-cci.or.jp/	
<農業をはじめたい！>		
静岡県賀茂農林事務所	☎ 0558-24-2076 下田市中 531-1	静岡で農業人になるためのノウハウから農地・住宅情報など、就農するまでの様々な情報を紹介しています。
公益社団法人 静岡県農業振興公社	☎ 054-250-8988 静岡市葵区茶町 2-8-1 銀行会館内 http://www.shizuoka-nk.or.jp/shunou/	
<林業をはじめたい！>		
公益社団法人 静岡県山林協会	☎ 054-255-4488 静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9 階 http://www.moritohito.jp	
伊豆森林組合	☎ 0558-23-6116 下田市河内 399 http://www.izumori.jp	
<漁業をはじめたい！>		
伊豆漁業協同組合	☎ 0558-22-3585 下田市外ヶ岡 11 https://www.izugyo.com	
<農林漁業全般の相談は市役所へ>		
下田市役所産業振興課 (農林係・施設係)	☎ 0558-22-3914 下田市河内 101 番地の 1	

◇下田への交通アクセス

首都圏から下田へお越しになる場合は、電車またはお車のご利用になります。所要時間は、電車をご利用いただくと約3時間、お車をご利用いただくと約4時間を目安にしてください。アクセスによっては、首都圏からは日帰りも可能です。

しかし、お車の場合、夏季やGW、連休などの行楽シーズンは途中渋滞が発生する場合があります、5時間から6時間かかる場合がありますので、ご注意ください。

◎電車をご利用の場合

- ・新幹線を利用：所要時間約2時間20分
東京⇒(新幹線)⇒熱海⇒(JR伊東線・伊豆急行線)⇒下田
- ・特急電車を利用：所要時間約2時間40分
東京⇒(サフィール踊り子号)⇒下田

【参考・東京との始発と最終】 ※観光シーズンにはこれ以外に臨時列車が増発されます。

◇東京⇒下田：新幹線利用の場合 始発 = 東京駅 6:30 発 ⇒ 下田駅 8:52 着
最終 = 東京駅 20:27 発 ⇒ 下田駅 23:15 着
特急利用の場合 始発 = 東京駅 9:00 発 ⇒ 下田駅 11:39 着
最終 = 東京駅 13:00 発 ⇒ 下田駅 15:44 着

◇下田⇒東京：新幹線利用の場合 始発 = 下田駅 5:38 発 ⇒ 東京駅 8:00 着
最終 = 下田駅 20:24 発 ⇒ 東京駅 23:24 着
特急利用の場合 始発 = 下田駅 10:09 発 ⇒ 東京駅 12:48 着
最終 = 下田駅 15:08 発 ⇒ 東京駅 17:48 着

(※令和7年4月1日現在)

★伊豆急行線には、サフィール踊り子、きんめ列車、アロハ電車等の車両が走っています。

◎お車をご利用の場合

- ・東名高速道路を利用：所要時間約3時間30分
東京⇒(東名高速道路)⇒沼津IC⇒(伊豆縦貫自動車道路)⇒(R414)⇒下田
又は(新東名高速道路)⇒長泉沼津IC⇒(伊豆縦貫自動車道路)⇒(R414)⇒下田
- ★海岸線の風景を楽しむなら、東名厚木IC＝小田原厚木道路＝国道135号がお勧め

下田市内の公共交通機関《路線図P30》

下田市内の公共交通機関は、電車、バス、タクシーがあります。しかし、路線数、便数ともに少なく、また各種の施設もあちこちに点在をしていることから、公共交通機関による移動は大変不便なのが実情です。特にバスは、地域によっては1日に数本という場所もあります。

市内での自由な移動をご希望される場合は、可能な限り自家用車を確保されることをお勧めします。ご希望される場所の交通状況については事前に十分ご確認ください。

◇下田の暮らしのあらまし

〔医療環境〕

市内には、病院が2機関、診療所・医院が16機関、歯科医院が11機関あります。一般的な診療には十分な診療科目や機関数がありますが、専門治療や高度医療を行うことができる医療機関や産婦人科が少ないのが現状です。

なお、令和7年1月までの出産予定者をもって、賀茂地区で唯一分娩（出産）対応可能だった産婦人科医院での分娩が終了となりました。妊婦の健診等は引き続き市内での受診が可能です。出産の際には伊東市または伊豆の国市の医療機関での分娩が必要となります。なお、こうした遠方の医療機関で妊婦健診や分娩をされる方を対象に、交通費・宿泊費等の補助制度も設けています。

また、伊豆南部では消防と連携し、事前登録制で出産を控えた妊婦を緊急時に救急車で搬送するサービス「妊婦サポート119」が運用されていますが、出産にあたっては里帰り出産などを検討することも必要かもしれません。

救急医療では、救急センター等の専門の受入施設はありませんが、市内の医療機関が当番制で受け入れを行う体制が整っています。重症者の場合は伊豆の国市の医療機関まで搬送されることになり、特に重症または緊急を要する場合には、ドクターヘリによる搬送も実施されています。

〔下田で子育て・教育環境〕

市内には、保育所2園、認定こども園2園で保育を行っており、通常の保育に加えて、病院に併設されている病児保育も実施しています。

また、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターが開設されている他、子ども医療費助成制度（高校3年生相当まで）自己負担なし、しずおか子育て優待カード制度、夏の海水浴場割引制度、不妊治療助成等、子育て支援策があります。

子育てに関する情報は、「しもだ子育てガイドブック」が発行されており、母子手帳の交付から予防接種、市の助成制度などの情報がこの一冊でわかります。

※ガイドブックは、下田市HP又は下田市役所市民保健課窓口、福祉事務所窓口で配布しています。

教育施設は、認定こども園2園、小学校7校、中学校1校があります。中学校は市内に1校になります。小学生を対象とした放課後児童クラブも全学区で開所されています。高等学校は、市内には県立高校が1校（下田）、賀茂地域には県立高校が2校（稲取、松崎）があります。伊豆南部地域には大学や短大はなく、専門学校も看護系の学校が1校あるのみです。そのため高校を卒業して進学をするためには、ほとんどが市外に出なければなりません。

※下田高校には、理数科、普通科、園芸科【園芸科は南伊豆分校】、定時制課程があります。

〔お買い物環境〕

市内には、スーパー4店舗、ホームセンター1店舗、ドラッグストア4店舗、家電量販店2店舗あります。スーパーには、新鮮な魚介類が豊富で、地場産品の直売所、無人売店には、朝採りの農産物などを手に入れることができます。

全国展開しているコンビニエンスストアは13店舗あり、店舗の場所は幹線道路沿いに集中しています。自家用車をお持ちでしたら、ほとんど不便なくご利用になれます。

各地域に小規模な商店はありますが、市内での飲食料品等の日常生活用品の買い物については市街地にあるスーパーが多く利用されています。地域によっては、車がないと生活が困難な場合もありますが、逆に言うと車があれば生活の利便性は確保されます。

ただし、市内には、映画館、ボウリング場、遊園地等の娯楽施設はありません。

◇市内の医療機関

(令和7年4月現在)

施設名称	所在地	診療科目
【病院】		
下田温泉病院	柿崎	内・リハ
下田メディカルセンター	六丁目	内・外・整・脳外・婦・眼・小・消・循・耳・泌・リハ・麻酔・皮 他
伊豆下田診療所	西本郷	内
いなづま診療所	箕作	内・外・小・リハ
上の山鎮目クリニック	柿崎	内・脳神外・神内・リハ
臼井医院	二丁目	内・小・産婦
小川クリニック	蓮台寺	内・産婦
小澤眼科医院	東本郷	眼
河井医院	二丁目	内・外・整・消・小・リハ・乳外・放
菊池医院	一丁目	内・小・消
佐倉医院	旧岡方村	内・神内・循・呼
下田眼科クリニック	西本郷	眼
下田循環器・腎臓クリニック	高馬	内・外・循・泌・人工透析・アレ他
下田ヒフ科クリニック	東本郷	皮・アレ
しらはまクリニック	白浜	内・消
鈴木クリニック	河内	内
ひがしなかクリニック	東中	内・小
伊豆ライフサポートクリニック	中	内

■診療科目 内-内科、外-外科、整-整形外科、神内-神経内科、消-消化器科、胃-胃腸科、循-循環器科、小-小児科、婦-婦人科、産婦-産婦人科、リハ-リハビリテーション科、皮-皮膚科、眼-眼科、耳-耳鼻科、アレ-アレルギー科、呼-呼吸器科、泌-泌尿器科、麻-麻酔科、乳外-乳腺外科、放-放射線科、脳神外-脳神経外科、精-精神科、血内-血液内科、血外-血管外科

【歯科医院】

施設名称	所在地	施設名称	所在地
臼井歯科医院	六丁目	矯正歯科 兼松医院	東本郷
勝田歯科医院	一丁目	杉山歯科診療所	西本郷
菊池歯科医院	二丁目	土屋歯科医院	東本郷
笹本歯科診療所	二丁目	渡辺歯科医院	西本郷
田原歯科医院	五丁目	細川歯科医院	東中
キクチ歯科医院	河内		

◇下田での生活ワンポイント◇

〔上水道の接続〕（※給水区域の概要は、P-21 を参照）

下田市では、市の上水道の給水が全域に行き渡っていません。お住まいになる場所によっては、市の上水道と接続できない地域がありますので、事前に十分ご確認ください。

この場合には、個人で水源の確保や自宅までの水道施設の整備が必要だったり、住民の方が共同で管理している簡易水道組織への加入が必要となる場合があります。

〔下水道の接続〕（※下水道区域の概要は、P-22 を参照）

下田市では、市街地を中心に下水道が整備されています。また、下水道区域以外の地域は浄化槽による汚水処理を行っていますので、事前にご確認ください。

〔ごみの収集、分別収集〕

下田市では、一般可燃ごみの収集は、各地区を回って収集する方法と清掃センターにお持込いただく方法の2つをとっています。なお、地区での収集においては、収集箱を自治会単位で購入や製作しており、自治会に加入していない場合、近所であってもごみ収集箱が利用できないケースもありますので、区長等にあらかじめご確認ください。

また、ごみのリサイクルを推進するために各地区のリサイクルステーションにおけるリサイクル分別収集を実施しています。各地区では、このリサイクルにあわせて、収集場所の管理を区や組などの組織で順番に実施しており、年に1回から2回程度当番が回ってきます。

＜リサイクル回収の対象品目＞

缶（スチール・アルミ）、ビン（無色・茶色・その他の色）、ガラス陶器類、ペットボトル、小型粗大、乾電池、新聞・雑誌等、ダンボール、牛乳パック、廃食用油（植物性）、蛍光灯、金属キャップ

＜指定ごみ袋＞

各地区でごみを出す場合には、必ず市指定ごみ袋を使用していただくことが必要となります。指定ごみ袋は、市内のスーパー・小売店で購入できます。

＜ごみ持込料金＞

清掃センターにご自分でお持込みいただく場合には、品目や重量によって料金がかかります。

〔ガソリンスタンド〕

下田市は、観光地であることもあり、ガソリンスタンドは市内各地の幹線道路沿いに営業されていますが、首都圏等と比較するとガソリン代は高くなりがち傾向にあります。

〔ガス〕

市内の中心市街地では都市ガス、その他の地域ではプロパンガスとなります。お住まいになる地域によりますので、事前にご確認ください。

〔金融機関〕

市内には、静岡銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行、三島信用金庫、労働金庫、富士伊豆農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会（静岡支店下田営業店）が店舗をおいていますが、都市銀行はありませんので預金の管理などについては注意が必要です。また、郵便局は市内に6つの局があり窓口業務を行っています。

〔テレビを見るために必要なこと〕

下田市でテレビをご覧いただく場合、電波の届く場所では直接受信することができるほか、市内のケーブルテレビによる視聴もできます。しかし、本市は山が入り組んでいる複雑な地形のために、直接個人のアンテナで受信できるエリアが限られています。このため、難視聴地区では共聴組合を作って共同アンテナを設置しており、地区によっては、テレビを見るためにはこの共聴組合に加入する必要がありますので、事前にご確認ください。

〔携帯電話・スマートフォン・インターネット環境〕

携帯電話・スマートフォンは、市内のほぼ全域（可住地）で主要キャリアのものがご利用いただけます。しかし、地形が複雑なため接続可能エリアであっても通話状態の悪い場所も多くありますので、ご希望される地区の電波状況については、事前に各キャリアによくご確認されることをお勧めします。

インターネットについては、市内のほとんどの地域で光回線がご利用いただけます。

〔自治会活動等における負担〕

市内には40の自治会があり、それぞれ「区」として運営されています。区に加入すると、区費、組費、消防協力費、テレビ組合費等の負担が発生するとともに、地区の清掃活動や環境保全活動、防災活動、ご近所の冠婚葬祭のお手伝い等への参加もあります。また、地域の神社等への加入により、負担金の支出や祭典への協力なども求められる場合があります。（※内容はお住まいになる地区によって異なります。）

しかし、地域の方と知り合いになり、地域の生活に溶け込むために、自治会への加入は大きなメリットがありますので、負担とせずしっかり検討していただきたいと思います。

◇下田での暮らしを決める前に《田舎は意外と大変です》

〔テレビでは可愛い動物も田舎暮らしには強敵〕

田舎暮らしで忘れてはいけないのは、自然界の強敵です。

最近特に問題となっているのは、猪や猿、鹿などによる農作物への被害です。ほぼ市内の全域（市街地でも）で被害を受けています。丹精こめて作った野菜や果物が、収穫直前で根こそぎやられてしまうことも珍しいことではありません。特に農業や家庭菜園をお考えの方はお気をつけください。また、当然ですが、田舎の暮らしには、蛇、ムカデ、蜂、蚊などはつきものです。こうした自然の敵との遭遇はあらかじめ覚悟しておいてください。

余談ですが、田舎の草はなかなかしぶとい！山や畑、広い庭などがある場合には、夏場は毎週のように草刈りをしないと大変なことになりますよ！！

〔テレビのような自給自足生活は期待しない〕

最近、テレビなどでは、海で魚介類を採り、野山で山菜を摘むといった山海の食材を自由にとって自給自足をする田舎暮らしが放映されます。四季折々の旬の食材が、いつでも誰にでも安く簡単に手に入るようなイメージをお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

いくら田舎でも、それは夢です。海で魚介類を獲ろうとすれば漁業権が必要になり、野山ではその土地の所有者がいます。また、ご近所のプレゼントもよほど親しくならないと難しいのが現実でしょう。田舎暮らしとはいえ、その土地のルールやマナーを守ることや地域の方とのコミュニケーションがとても重要になります。あまり、心地よい放映等を鵜呑みにしないことが大切です。

〔自家用車は不可欠？？？〕

地図を見ると、電車やバスの路線が市内を網羅しているように見えます。

でも、その時刻表を見ると、1時間に1本とか1日数本という路線が大半です。また、場所によっては駅やバス停までも長い距離があるなど、都会の便利な交通機関とはまったく異なる環境です。病院に行くにも一日がかり、バス停を降りたら重い荷物を抱えて坂道を上るという場合もあります。

やはり、下田でのお住まいを検討される場合は、自家用車を用意することが必要になるのが実態です。都会で運転されていなかった方は、ペーパードライバー講習を受けたり、運転の復習をするなど、できるだけ自家用車を持つことをお勧めします。

◇下田市役所の組織・機構について

制度や仕組みなどについてもっと詳しいことをお知りになりたい場合は、下記の窓口へお問い合わせください。（※令和7年4月1日現在の機構です）

名 称	主な業務内容	直通電話 (市外局番 0558)
議 会 事 務 局	議会	22-2220
総 務 課	法規条例、情報公開、財産区、庁舎庶務	22-2211
	電算管理、統計	22-3921
	人事	22-3911
企 画 課	総合計画、ふるさと納税、地方創生、新庁舎	22-2212
	秘書、広報、自治会関係、国際交流、関係人口	
財 務 課	財政、市有財産管理、行財政改革 入札、建設工事の検査、庁舎管理	22-3912
税 務 課	各種税の課税、収納、滞納整理、証明	22-2218
防 災 安 全 課	防災、消防団、交通安全	36-4145
産 業 振 興 課	農業、林業、水産業、商工業、農業委員会、 漁港・農林道、移住、企業誘致	22-3914
観 光 交 流 課	観光振興、海水浴場、観光施設	22-3913
建 設 課	市営住宅、道路、河川、都市計画、都市公園、 建築基準法、空き家対策、景観法、伊豆縦貫自動車道、 土地利用	22-2219
上 下 水 道 課	上水道、下水道	22-1200
市 民 保 健 課	戸籍、住民票、印鑑登録、住民登録、マイナンバー	22-2215
	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、特定健診	22-3922
	健康診査、がん検診、予防接種、健康相談	22-2217
	介護保険	22-2077
	地域包括支援センター	36-4146
福 祉 事 務 所	老人福祉、児童福祉、民生・児童委員、人権擁護、 障害者福祉、生活保護	22-2216
環 境 対 策 課	ごみ収集、環境衛生、一般・産業廃棄物、飼い犬登録	22-6686
出 納 室	公金の出納、県証紙	22-2214
生 涯 学 習 課	社会教育、青少年教育、文化財、スポーツ、公民館	23-5055
	図書館	22-0352
学 校 教 育 課	認定こども園、保育所、小中学校、子育て支援センタ ー	23-3929
選 挙 管 理 委 員 会	選挙	22-2211
監 査 委 員 事 務 局	監査	22-3916

※所管が不明なお問い合わせについては、総務課 22-2211（代表）をご利用ください。

◇庁舎一部移転について

令和6年4月30日より現庁舎から新庁舎へ一部移転に伴い部署により住所・電話番号が異なります。

東本郷庁舎	住所：東本郷1丁目5番18号	直通電話 (市外局番 0558)
総務課	法規条例、情報公開、財産区、庁舎内庶務	22-2211
	電算管理、統計	22-3921
市民保健課	戸籍、住民票、印鑑登録、住民登録、マイナンバー	22-2215
	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、特定健診	22-3922
	健康診査、がん検診、予防接種、健康相談	22-2217
	介護保険	22-2077
	地域包括支援センター	36-4146
福祉事務所	老人福祉、児童福祉、民生・児童委員、人権擁護、障害者福祉、生活保護	22-2216
出納室	公金の出納、県証紙	22-2214
税務課	各種税の課税、収納、滞納整理、証明	22-2218
選挙管理委員会	選挙	22-2211

河内庁舎	住所：下田市河内101番地の1	直通電話 (市外局番 0558)
総務課	人事	22-3911
議会事務局	議会	22-2220
企画課	総合計画、ふるさと納税、地方創生、新庁舎	22-2212
	秘書、広報、自治会関係、国際交流、関係人口	
財務課	財政、市有財産管理、行財政改革、入札、建設工事の検査、庁舎管理	22-3912
防災安全課	防災、消防団、交通安全	36-4145
産業振興課	農業、林業、水産業、商工業、農業委員会、漁港・農林道、移住、企業誘致	22-3914
観光交流課	観光振興、海水浴場、観光施設	22-3913
建設課	市営住宅、道路、河川、都市計画、都市公園、建築基準法、空き家対策、景観法、伊豆縦貫自動車道、土地利用	22-2219
監査委員事務局	監査	22-3916

◇各種公共料金について

〔国民健康保険税〕※令和7年4月1日現在

国民健康保険税は、国民健康保険に加入されている人を基礎に世帯ごとで計算されます。算定方法は、下記の区分に基づき算定され、その合計が年間の税額になります。

区 分	課税対象	医療分 税率	後期高齢者 支援金分 税率	介護分 税率 *
所 得 割	前年中の総所得から基礎控除 43 万円を差し引いた額	5.8%	2.45%	2.0%
均 等 割	国民健康保険加入者 1 人につき	23,500 円	9,700 円	14,400 円
平 等 割	1 世帯につき	15,400 円	6,400 円	— 円
課税限度額 (上記 3 つの合計額の上限)		66 万円	26 万円	17 万円

*介護分は、国民健康保険加入者の内、40 歳以上 65 歳未満の方のみ対象で、医療分・後期高齢者支援金分に加算されます（それ以外の方の所得や人数などは、介護分の計算には影響しません）。

〔介護保険料〕 ※令和7年4月1日現在

介護保険料は、低所得者への負担が大きくなりすぎないように、段階的に調整されています。
下田市の介護保険料は下記の表のとおりです。

区 分				保険料率	年額
第1段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	0.285 (軽減措置後)	18,800円
第2段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80.9万円超120万円以下の方	0.485 (軽減措置後)	32,000円
第3段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.685 (軽減措置後)	45,200円
第4段階		世帯課税	本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80.9万円以下の方	0.900	59,400円
第5段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80.9万円を超える方	1.000	66,000円
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方		1.200	79,200円
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満		1.300	85,800円
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満		1.500	99,000円
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満		1.700	112,200円
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満		1.900	125,400円
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満		2.100	138,600円
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満		2.300	151,800円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上		2.400	158,400円

〔後期高齢者医療保険料〕 ※令和7年4月1日現在

75歳以上の方（65歳以上の一定の障害をお持ちの方を含む）が加入する高齢者の医療制度です。全ての世代でその能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことができるように医療制度改革が行われました。

【令和6・7年度の保険料率等】

区 分	率・額
I 所得割額	9.49%（※1）
II 均等割額	47,000円

○年間保険料の計算方法（限度額 80 万円（※2））

年間保険料＝「所得割額：（前年の総所得金額等－基礎控除額 43 万円）×9.49%」＋
「均等割額：47,000 円」（100 円未満切り捨て）

※1 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が 58 万円を超えない者に対して課する令和6年度の所得割率は、8.80%とする。

【賦課限度額が引き上げられます】

中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられました。

令和6・7年度：80 万円（※2）

※2 令和6年度の賦課限度額は、次の者につき 73 万円とする。

- ・昭和24年3月31日以前に生まれた者
- ・令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の認定（障害認定）を受け、被保険者の資格を有している者。ただし、昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた広域連合の区域内に住所を有しなくなった者を除く。

○均等割の軽減対象が拡大されます！

均等割額の5割軽減及び2割軽減について、所得の低い方の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象が拡大されました。

均等割額の軽減判定所得基準額（世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計）

区分	令和7年度
5割軽減	43万円＋30万5千円×被保険者数
2割軽減	43万円＋56万5千円×被保険者数

〔水道料金〕※令和7年4月1日現在

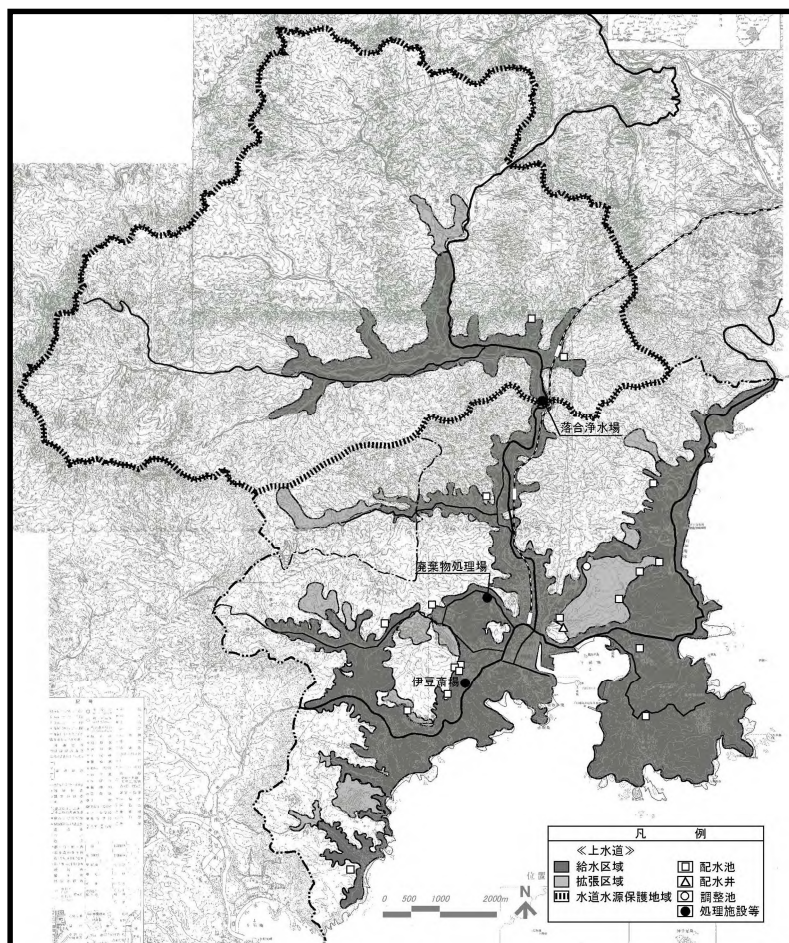
＜水道使用料金(普通給水)＞

この料金表は消費税法に基づく総額表示（消費税相当額を含む金額）であるため、1円未満の端数処理の関係により、この表で求めた金額と実際の請求額が異なる場合がございます。

※令和3年4月1日より総額表示が義務付けられています。

口径 (mm)	基本料金	超過料金（1 m ³ につき）				
	0～10 m ³	11～ 20 m ³	21～ 50 m ³	51～ 100 m ³	101～ 200 m ³	201 m ³ ～
13	1,166 円	148 円	166 円	184 円	214 円	243 円
20	2,946 円					
25	4,543 円					
30	6,140 円					
40	12,281 円					
50	18,421 円					
75	46,055 円					
100	76,760 円					

《上水道区域》※概要図です。具体的な接続については個別に確認をしてください。



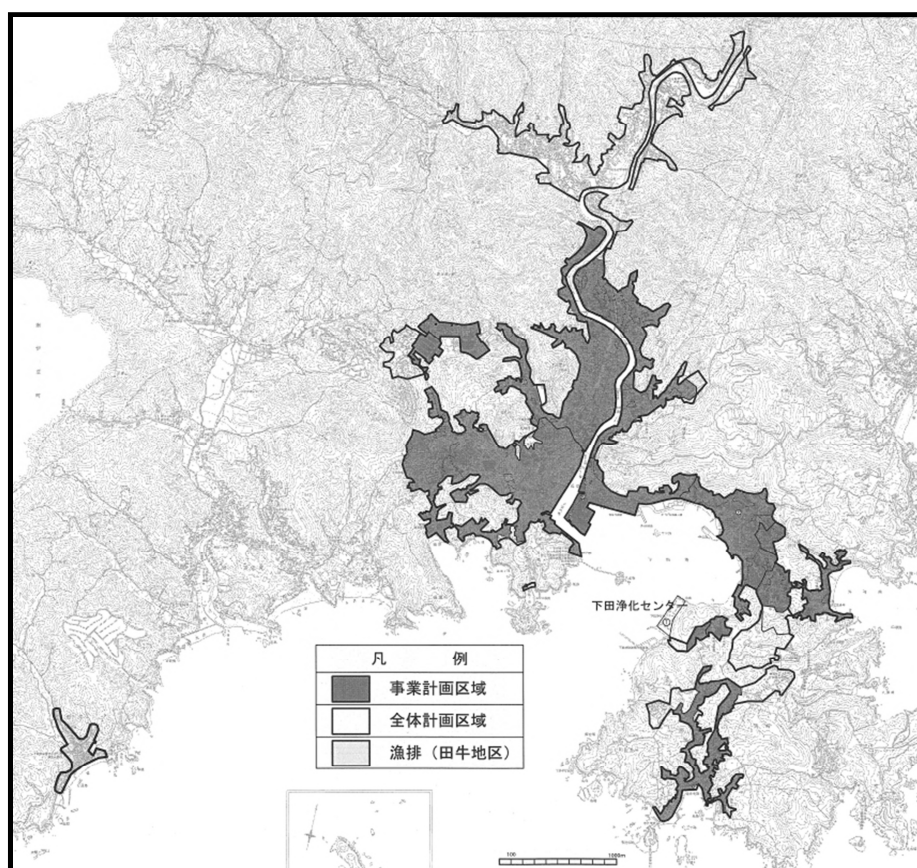
〔下水道料金〕※令和7年4月1日現在

下水道使用量の算出は、使用水量によって決定します。

- ・上水道の場合は、上水道の使用量(水道検針値)
- ・上水道以外の水(井戸水、温泉水など)を使用した場合は、その使用水量。

基本使用料		超過使用料（排除汚水量 1 m ³ につき）	
10 m ³ まで	1,320 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	165 円
		20 m ³ を超え 50 m ³ まで	176 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	187 円
		100 m ³ を超え 200 m ³ まで	198 円
		200 m ³ を超えるもの	209 円

《下水道区域》※概要図です。具体的な接続については個別に確認をしてください。



〔保育所・認定こども園の保育料・給食費〕 ※令和 7 年 4 月 1 日現在

＜3歳以上児 給食費＞

区 分	金 額	軽 減
認 定 こ ど も 園 幼 稚 園 部	2,800 円	・ 年収 360 万円未満世帯→無料 ・ 子どもが 3 人以上いる世帯 → 2 人目：半額、3 人目以降：無料
保 育 園 ・ 認 定 保 育 園 部	3,500 円	

＜3号認定利用者(0～2歳児)負担額表＞

階層	定 義 (保護者の市民税課税状況等)		利用者負担額	
			保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護世帯、里親世帯		0 円	0 円
第 2	非課税世帯		0 円	0 円
第 3	均等割のみ課税世帯		10,600 円	10,400 円
第 4	所得割課税額	24,300 円未満の世帯	13,400 円	13,100 円
第 5		48,600 円未満の世帯	16,200 円	15,900 円
第 6		60,700 円未満の世帯	19,000 円	18,600 円
第 7		72,800 円未満の世帯	21,700 円	21,300 円
第 8		84,900 円未満の世帯	24,300 円	23,800 円
第 9		97,000 円未満の世帯	26,900 円	26,400 円
第 10		115,800 円未満の世帯	33,000 円	32,400 円
第 11		138,400 円未満の世帯	38,800 円	38,100 円
第 12		169,000 円未満の世帯	38,800 円	38,100 円
第 13		205,900 円未満の世帯	48,500 円	47,600 円
第 14		301,000 円未満の世帯	54,900 円	53,900 円
第 15		308,600 円未満の世帯	57,200 円	56,200 円
第 16		308,600 円以上の世帯	58,800 円	57,800 円

※未就学児が 2 人以上いる世帯は、2 人目の保育料は半額となります。また、子どもが 3 人以上の世帯は、保護者の所得・子どもの年齢に関係なく 2 人目の保育料は半額、3 人目以降は無料となります。

その他、一定所得以下の多子世帯、ひとり親世帯等の場合は、軽減措置が講じられます。

【中学校通学について】 令和7年4月1日現在

(1) 通学に関する考え方

概ね2キロ未満	徒歩
概ね2キロ超える	徒歩、自転車、路線バス
概ね2キロ超えるが、路線バス等が利用できない ※稲梓地区・稲生沢地区(松尾・お吉ヶ淵周辺)	スクールバス(2台)

(2) 通学に関する補助等

①自転車通学費補助

自転車通学費補助・・・3年間で42,000円 ※学期ごと支給(1・2学期:5,000円、3学期:4,000円)年間14,000円
雨天時路線バス回数券補助・・・回数券現物支給
損害賠償保険補助・・・保険の加入は、各ご家庭で手続きをしてください。※1

②通学補助

路線バス・・・WD定期券現物支給(土日休日1乗車100円に対しても補助)
鉄道・・・学期通学定期券現物支給

③スクールバス運行・・・稲梓地区・稲生沢地区(松尾・お吉ヶ淵)の生徒にスクールバス(2台)

※1 損害賠償保険補助について

○補助内容・・・在籍している中学生が被保険者又は被共済者となる自転車損害賠償保険等の加入費用に対して補助。

○補助額・・・対象保険料に対し、生徒1人につき年額1,000円を上限として補助。

○申請・・・学校又は教育委員会に申請。

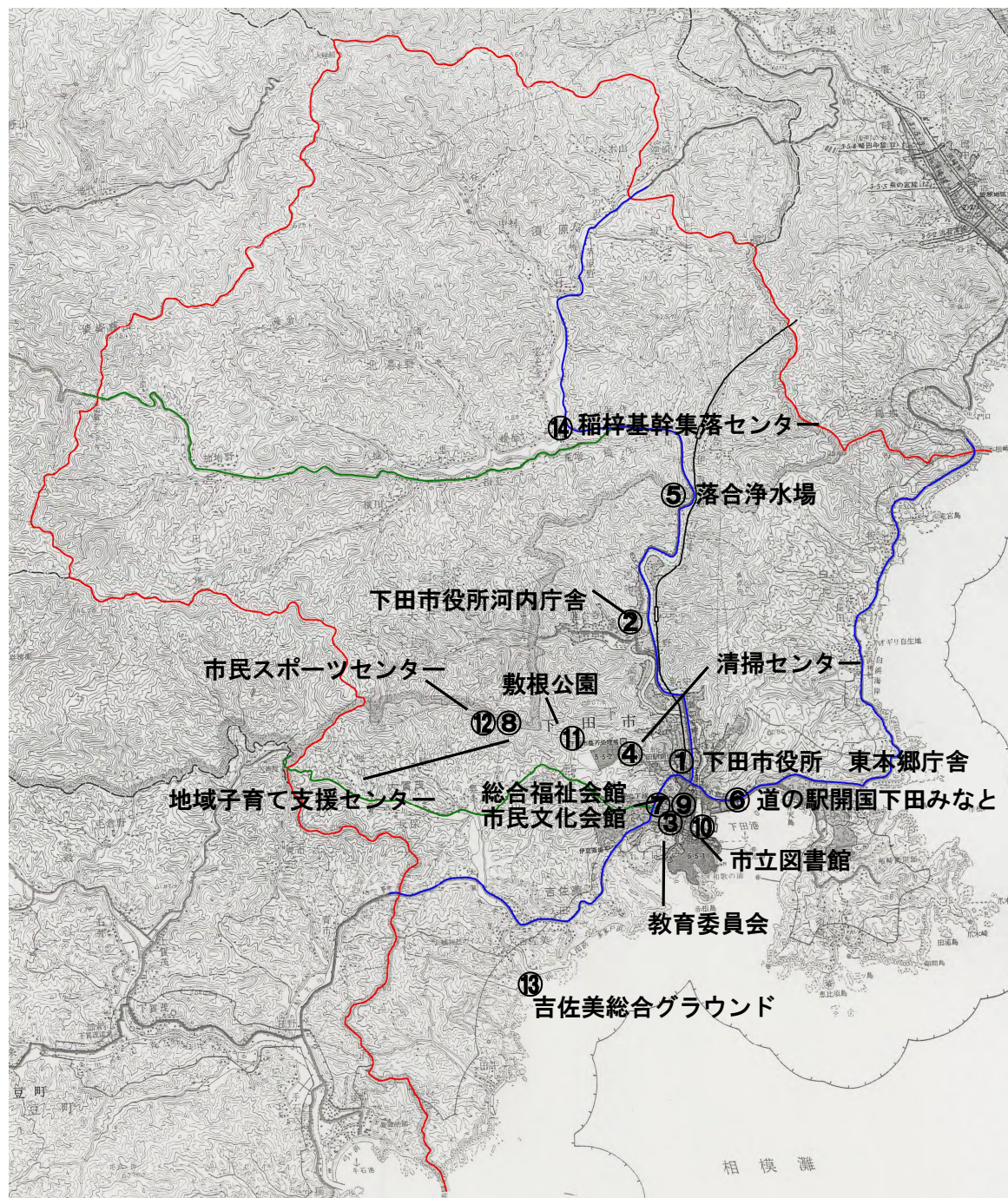
◇市の公共施設等について

〔公共施設の概要〕

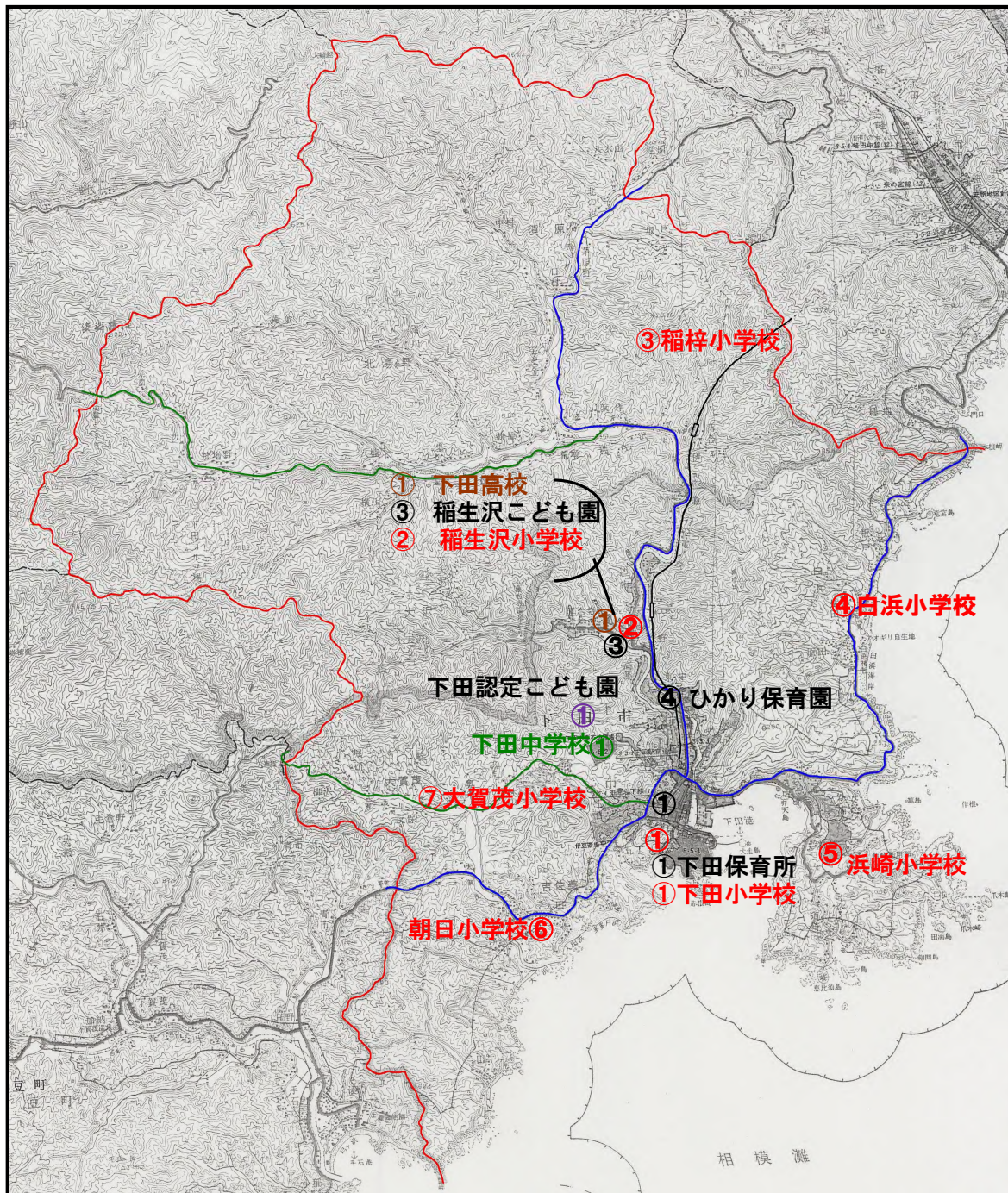
地図 番号	施 設 名	内 容
●市役所関係		
①	下田市役所 東本郷庁舎	
②	下田市役所 河内庁舎	
③	教育委員会	保育所・こども園・学校関係・生涯学習に関する事務
④	清掃センター	ごみの収集、受入、処理
⑤	落合浄水場	上水道、下水道事業の業務
⑥	道の駅開国下田みなと	観光情報案内、歴史展示、地場製品の販売、市史編集業務等
●福祉施設		
⑦	総合福祉会館	福祉相談、ボランティア窓口、高齢者福祉サービス等
⑧	地域子育て支援センター	育児相談、子育て支援、ファミリーサポートセンター等
●スポーツ・文化施設		
⑨	市民文化会館	大ホール(801 人)、小ホール(200 人)、各種会議室
⑩	市立図書館	蔵書数 102,000 冊
⑪	敷根公園	温水プール、テニスコート、健康広場(グラウンド)、弓道場、遊具
⑫	市民スポーツセンター	体育館、陶芸施設、視聴覚室、会議室
⑬	吉佐美総合グラウンド	野球、グランドゴルフ
●集会施設		
⑭	稲梓基幹集落センター	大会議室、小会議室、和室、調理室、工作室

*近くの施設は同じ番号になっています。

《公共施設の位置図》



《公共施設（保育所等、学校関係）の位置図》



《安心・安全施設の位置図》

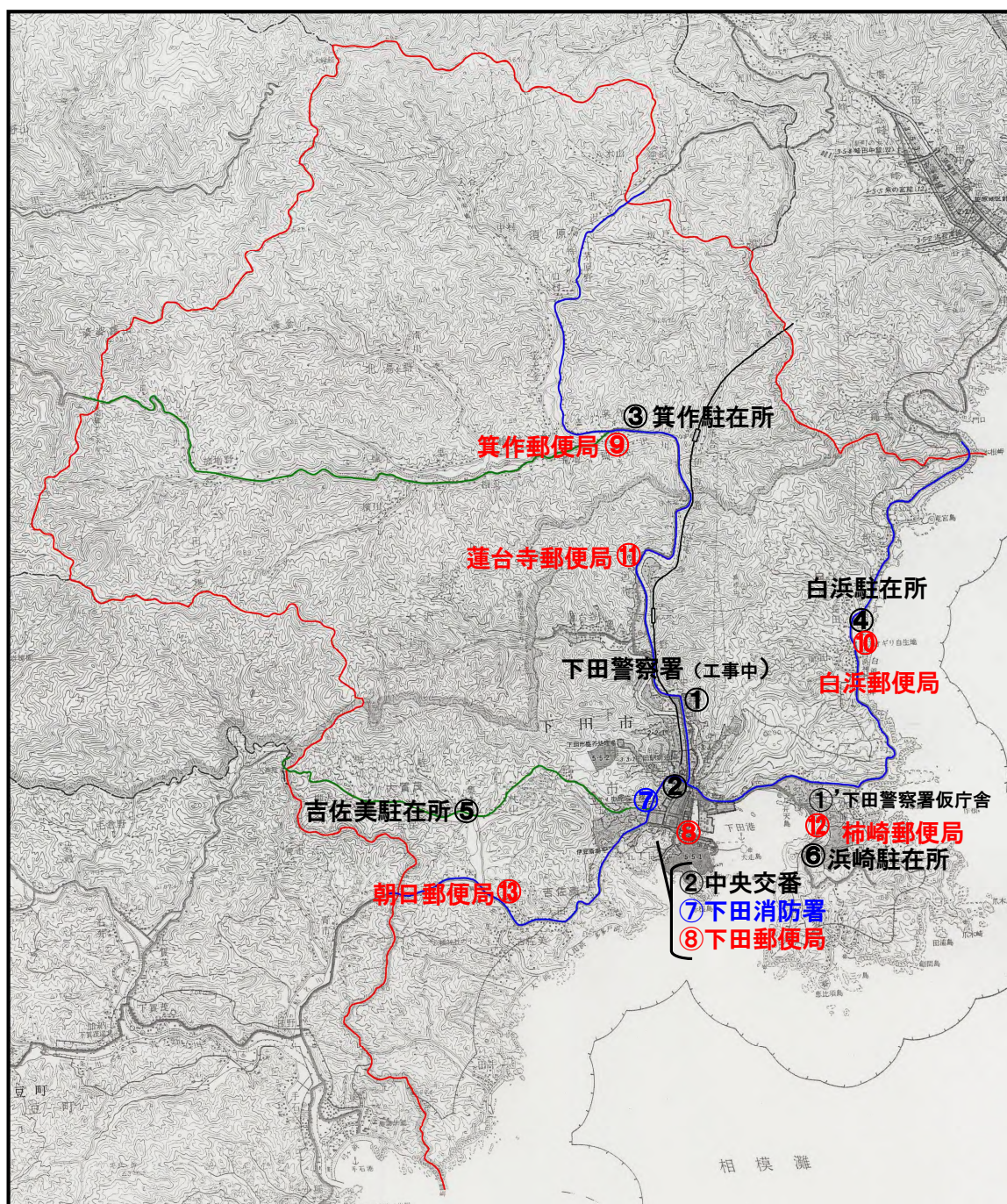
□警察関係（警察署 1、交番 1、駐在所 4）

※①下田市東中 7 番地 8 の下田警察署は建替え工事中

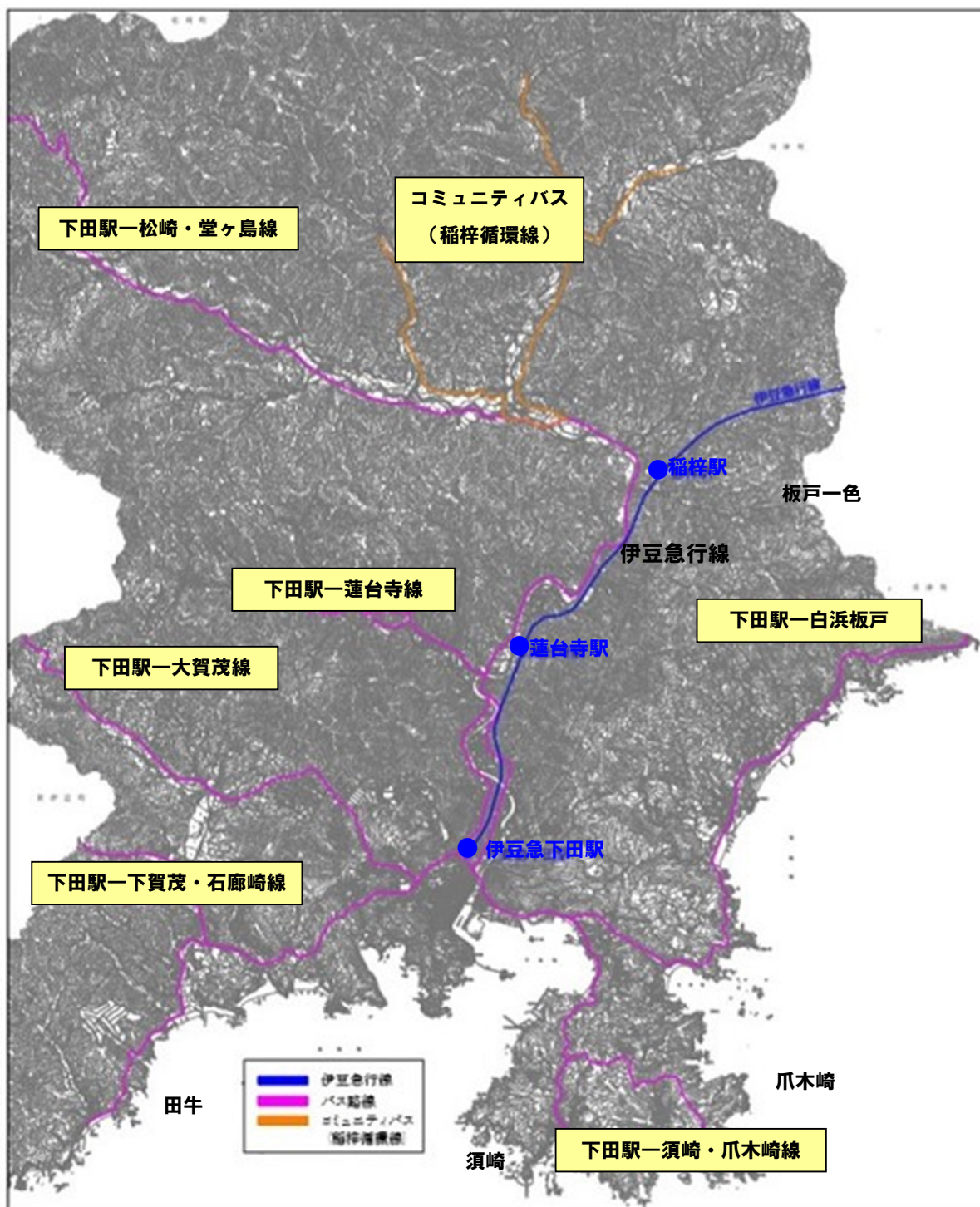
①' 下田市柿崎 1106 番地の下田警察署仮庁舎（旧：下田東中学校）に移転

□消防関係（消防署 1）

□郵便局（6）



《下田の公共交通機関の路線図》



※電車、バスともに、運行路線、運行ダイヤは事前にしっかりとご確認ください。

《電車・バスに関する情報は下記どうぞ！》

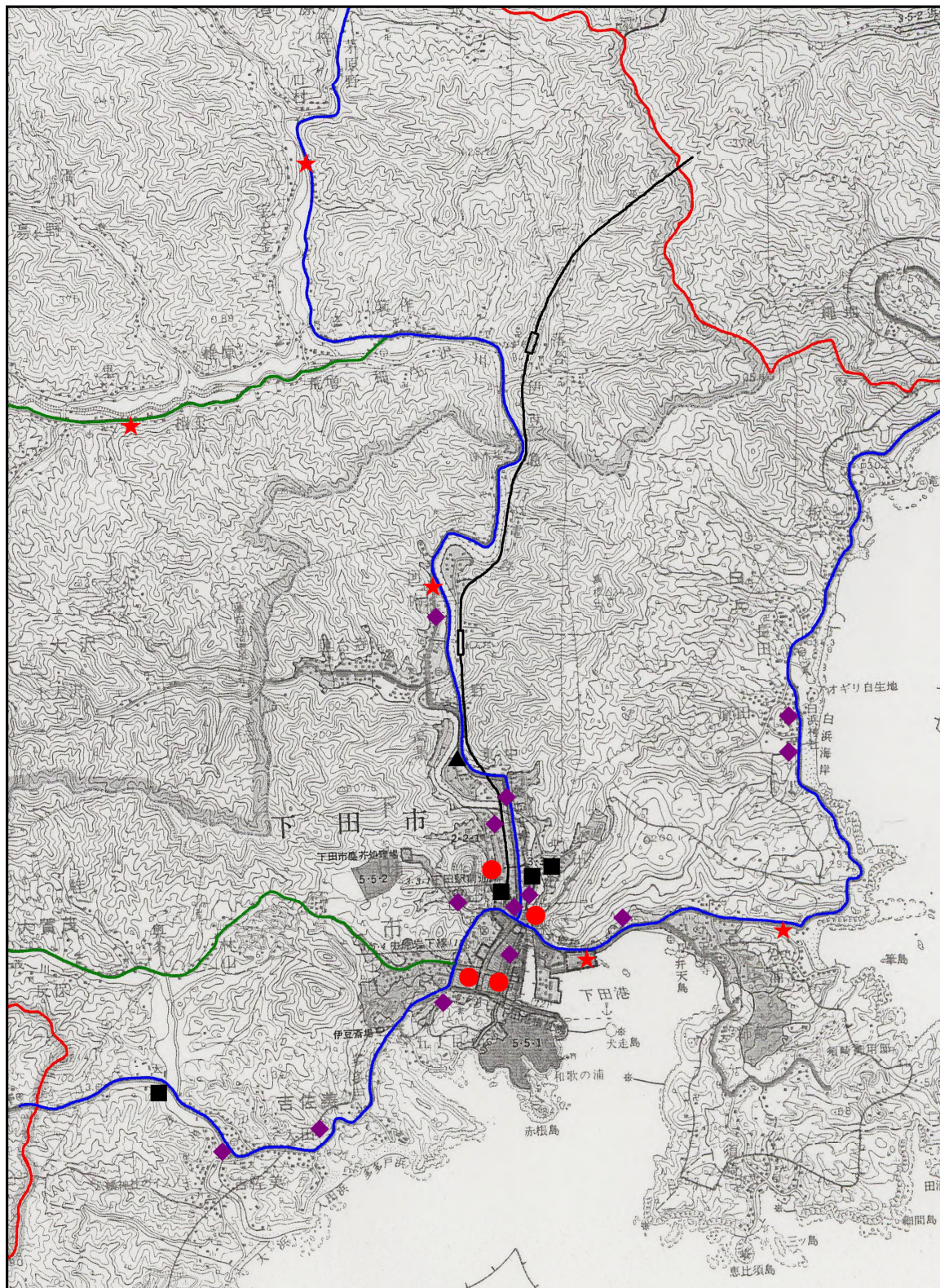
伊豆急下田駅 TEL : 0558-22-3202 HP : <http://www.izukyu.co.jp/>

東海バス TEL : 0558-22-2514 HP : <http://www.tokaibus.co.jp/>

《下田の主な食品スーパー・コンビニエンスストア・量販店の位置図》

- = 食品スーパー ■ = ドラッグストア ▲ = 家電量販店 ◆ = コンビニエンスストア
- ★ = 地場産品直売所

※示している場所は目安と考えてください。



◇移住・交流居住相談窓口

《下田市役所》

下田市及び賀茂地区への移住や交流居住を検討されている皆様の相談を受けるための相談窓口を設置しています。お気軽にご利用ください。

（主な相談・事業）

- ・不動産や仕事、地域の生活等の情報提供
- ・首都圏などにおけるセミナーの開催
- ・その他、移住や交流居住に関するお手伝い

【担当窓口】

下田市役所 産業振興課 地域経済促進係

静岡県下田市河内 101 番地の 1

TEL 0558-22-3914

FAX 0558-27-1007

Mail: sangyou@city.shimoda.lg.jp

《地域おこし協力隊 移住コーディネーター 野添 裕紀》

下田市では地域おこし協力隊が移住希望者さんと地域の方を繋ぐ役割を担っています。

（主な相談・事業）

- ・下田市内の見学に対する支援
- ・オンライン相談
- ・移住希望者向けイベントの開催
- ・その他、移住や交流居住に関するお手伝い

【移住相談所 10 時～16 時】

静岡県下田市二丁目 2-31

TEL 090-4098-2736 (8:30～17:15)

Mail: iju.shimoda@gmail.com

《NPO法人伊豆 in 賀茂6の活動》土日祝日はこちらで相談をすることができます
下田での暮らしをお考えの皆様をサポートする活動を行っているNPO法人です。

（主な活動）

- ・移住や交流居住に関するお手伝い

【問い合わせ】

NPO法人伊豆 in 賀茂 6

下田市三丁目 1-23

TEL: 0558-23-7187 (9:00～17:00) 定休日：水曜日・木曜日

MAIL: izuinkamo6@gmail.com

◇テレホンガイド 【市外局番 0558】

名 称	住 所	電話番号	ホームページアドレス		
■国の施設					
ハローワーク下田	四丁目 5-26	22-0288			
静岡地方法務局下田支局	西本郷 2-5-33	22-0534			
静岡地方裁判所下田支部	四丁目 7-34	22-0161			
静岡家庭裁判所下田支部	四丁目 7-34	22-0161			
下田税務署	六丁目 3-26	22-0185			
下田海上保安部	三丁目 18-23	23-0118	https://www.kaiho.mlit.go.jp/		
■県の施設					
賀茂地域局	敷根 765-15	24-2202	https://www.pref.shizuoka.jp/		
賀茂農林事務所	中 531-1	24-2074			
賀茂健康福祉センター	〃	24-2055			
下田土木事務所	〃	24-2103			
下田財務事務所	〃	24-2012			
■市の施設					
下田市役所	(東本郷庁舎) 東本郷 1-5-18	22-2211	https://www.city.shimoda.shizuoka.jp/		
	(河内庁舎) 河内 101 番地の1				
	教育委員会			四丁目 6-16	23-3929
	上下水道課			河内 576	22-1200
	清掃センター			敷根 13-11	22-6686
市立図書館	四丁目 7-16	22-0352	https://www.shimodapsi.com 定休日：月曜日		
市民文化会館	四丁目 1-2	23-5151			
敷根公園	敷根 757	23-6333			
市民スポーツセンター	敷根 761	27-1200			
地域子育て支援センター	敷根 761	27-2200			
稲梓基幹集落センター	椎原 290-1	28-1199			
■観光に関する施設					
下田市観光協会	外ヶ岡 1-1	22-1531	https://www.shimoda-city.info/		
下田温泉旅館協同組合	一丁目 4-27	22-2108			
伊豆白浜観光協会	白浜 2745-1	22-5240	https://izu-shirahama.jp/		
道の駅開国下田みなと	外ヶ岡 1-1	25-3500	https://www.kaikokushimodaminato.co.jp/		

◇テレホンガイド 【市外局番 0558】

名 称	住 所	電話番号	ホームページアドレス
■産業・就業に関する情報			
下田商工会議所	二丁目 12-17	22-1181	https://www.shimoda-cci.or.jp/
伊豆森林組合	河内 399	23-6116	https://www.izumori.jp
富士伊豆農業協同組合 【伊豆太陽地区本部】	東本郷 1-12-8	23-6000	https://www.ja-fujiizu.or.jp
伊豆漁業協同組合	外ヶ岡 11	22-3585	https://www.izugyo.com
■警察、消防に関する情報			
下田消防署	六丁目 1-14	22-1829	
下田警察署	(工事中) 東中 7-8 (仮庁舎) 柿崎 1106	27-0110	https://police.pref.shizuoka.jp/
中央交番	一丁目 16-6	27-1450	
箕作駐在所	箕作 705-3	28-0057	
白浜駐在所	白浜 1247-5	22-7703	
吉佐美駐在所	吉佐美 1252-1	22-9237	
浜崎駐在所	須崎 1142-1	22-7702	
■医療・福祉に関する情報			
賀茂医師会	西本郷 2-9-5	22-5683	https://www.kamoi.or.jp/
下田市社会福祉協議会	四丁目 1-1	22-3294	
■郵便局			
下田郵便局	二丁目 4-26	22-0603	
箕作郵便局	箕作 500-1	28-0001	
下田白浜郵便局	白浜 1259-11	22-3493	
下田蓮台寺郵便局	河内 1-14	22-4090	
下田柿崎郵便局	柿崎 20-15	22-4091	
下田朝日郵便局	吉佐美 1610-13	22-3492	
■公共交通機関			
伊豆急下田駅	東本郷 1-6-1	22-3202	https://www.izukyu.co.jp/
東海バス	吉佐美 1395	22-2514	https://www.tokaibus.co.jp/
栄協	東本郷 1-6-8	23-2288	https://eikyo.biz/business/movement/
ヒフミタクシー	西本郷 2-3-2	22-0273	
伊豆東海タクシー	敷根 2-7	23-0129	https://www.izutokai.com
新神汽船下田営業所	三丁目 18-22	22-2626	https://shinshin-kisen.jp/

◇テレホンガイド 【市外局番 0558】

名 称	住 所	電話番号	ホームページアドレス
■不動産関係に関する情報			
静岡県宅建協会 東部支部			https://www.shizuoka-takken.or.jp (会員検索)
全日本不動産協会 静岡県本部	静岡市駿河区 南町 14-1	054-285-1208	https://shizuoka.zennichi.or.jp/
■ライフライン関係			
東京電力パワーグリッド 株式会社	中 537-1	0120-995901	沼津カスタマーセンターへ接続
下田ガス株式会社	中 467	22-1321	都市ガス
杉本工業株式会社	六丁目 37-44	22-3153	プロパンガス
下田温泉株式会社	西本郷 1-7-17	22-5211	温泉供給 http://shimoda-onsen.co.jp
NTT西日本(電話)		0120-019000	https://www.ntt-west.co.jp
■まちづくりや交流居住の活動を行うNPO法人			
伊豆 in 賀茂 6	三丁目 1-23	23-7187	https://www.izukamo6.com
■その他メモ			

《ご覧になった皆様にお願ひです！》

この冊子は、より役立つ情報が提供できるように常に進化させていきたいと思ひます。
 ご覧になられた皆様には、ぜひご意見、ご感想、ご要望をお寄せください

下田市で暮らすための指南書

発行日：令和 7 年 4 月（第 19 版）

発 行：下田市役所